

新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン

2020年 5月 15日制定

2021年 12月 14日最終改定

一般社団法人 日本損害保険協会

1. はじめに

一般社団法人日本損害保険協会（以下、当協会という）では、「災害等発生時対策基本方針」に基づき「災害等発生時行動基本計画」を定めており、同計画において、感染症発生時における従業員に対する安全配慮義務等の観点から、必要に応じて感染防止策を実施する旨を定めている。

「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言発出（2020年4月7日）に際し、損害保険業界では、損害保険業の社会的使命を果たしつつ、「災害等発生時行動基本計画」に応じた感染防止の取組みを進めてきた。しかし、今後、完全な感染症の終息までの期間が長期にわたることを考えると、緊急事態宣言下はもとより、緊急事態宣言が解除された段階においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、お客さま、代理店、従業員等の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間は、引き続き感染防止に向けた取組みが必要である。また、デルタ株の感染拡大動向等を踏まえ、ウイルス変異株が拡大した場合には、その性質等に応じてこれまでの感染防止策等をさらに深化させることも必要である。

以上の状況から、当協会は、新型コロナウイルス感染症対策に係る基本的な考え方や具体事例を本ガイドラインにて定めることとした。当協会会員会社（以下、会員会社という）は、本ガイドラインを参考にし、業務運営にあたり法令等および政府や都道府県の要請等に従い、感染拡大防止に最大限努めると同時に、お客さま、代理店、従業員等の健康と人命保護を最優先とし、お客さまに必要なサービスの提供を可能な限り維持・継続することが望ましいと考える。

なお、本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大の動向や専門家の知見および政府対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 新型コロナウイルス感染症対策における基本的な考え方

会員会社は、お客さま、代理店、従業員等の健康・人命保護を最優先とすることを大前提とし、そのうえで、損害保険会社が提供するサービスが社会機能の維持に不可欠な金融インフラであることを自覚し、必要なサービスを可能な限り継続して提供していくことが求められている。

なお、会員会社の本部や店舗設置地域は、各々異なるため、地域ごとの感染状況等の違いにより、感染対策についても各会員会社が適時適切かつ柔軟に対応することが必要である。

したがって、会員会社が感染対策を講じる際には、政府対処方針や新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新しい生活様式」の実践例や新型コロナウイルス感染症に関する産業医等の意見・助言等を考慮しつつ、次に例示する具体的な対策事例も参考にしながら、例えばチェックリストとして活用するなど、会員会社の事情や必要性等に応じた感染対策を検討するものとし、

最終的な感染対策およびその実施については各会員会社の判断に委ねられるものとする。

また、政府対処方針等に変更等があった場合には、感染対策についても各会員会社の判断に基づき、適時適切に見直すものとする。

3. 感染リスクが高まる「5つの場面」

政府の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」において、新型コロナウイルス感染症の伝播は主に「クラスター」（感染者集団）を介して拡大する傾向にあり、感染リスクが高まる状況として次の「5つの場面」が指摘されている。したがって、会員会社においては、感染拡大防止のため、特にこれらの「5つの場面」に注意する必要がある。

(1) 飲酒を伴う懇親会等

- ・飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- ・特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- ・また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。

(2) 大人数や長時間におよぶ飲食

- ・長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- ・大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。

(3) マスクなしでの会話

- ・マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- ・車やバスで移動する際の車中でも注意が必要である。

(4) 狭い空間での共同生活

- ・狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- ・寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。

(5) 居場所の切り替わり

- ・仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- ・休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

4. 具体的な対策事例

(1) 感染症対策の体制構築

- ・感染拡大時の業務継続方法や感染対策・感染予防策の実行等に係る方針や意思決定方法等について検討する体制を整える。
- ・感染拡大の状況や政府等公的機関の発信情報、医療・感染症等の専門家の知識・助言等の収

集ならびに従業員等および家族等の罹患状況の把握に関する体制を整える。

(2) 職場・オフィスにおける従業員等の感染防止

ア. 出勤・通勤

- ・テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）や時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）により、混雑する公共交通機関の利用を避ける。
- ・自家用車や自転車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、通勤災害の防止に留意しつつこれを承認することが考えられる。

イ. 対人距離の保持

- ・人と人との距離をできるだけ2mを目安に（最低1m）保てるよう、人員配置に努める。
- ・飛沫感染防止のため、仕切りのない対面の座席配置は避ける、あるいは横並びにするなど、座席配置を工夫する。なお、大きな声は控えるとともに、マスクを着用している場合でも、会話を短く切り上げる等の対応を推奨する。
- ・休憩時間や休憩室、更衣室、車輛内部等での密集回避、密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じて、人数制限・動線の確保、正しいマスクの常時着用、大きな声や長時間の会話控え、換気、対人距離の確保を徹底する。

ウ. 手洗い・咳エチケット等の励行

- ・従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。また、水道が使用できない環境下では手指消毒液を配置する。
- ・従業員に対し、勤務中はマスクなどを正しく着用することを促す。なお、マスクの着用にあたっては、正しい着用方法を確認し、可能であれば不織布マスクを奨励する。なお、正しいマスクの着用方法については、下記 URL を参照する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

エ. 清掃・消毒

- ・ドアノブ、電気のスイッチ、手すり、共有のテーブルや椅子などの共有設備については、定期的かつこまめな洗浄・消毒を行う。
- ・ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋等に密閉するよう努める。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を正しく着用し、作業後に手洗いを徹底する。
- ・建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。

オ. オフィス内の換気・室温の維持・適度な保湿

- ・機械換気によるオフィス内の常時換気を行う。なお、機械換気が設置されていない場合は、常時窓を開ける、または、こまめな換気（例えば、厚生労働省は、30分に1回以上、数分間程度を推奨）の徹底などにより換気を行う。また、連続した部屋を用いることによる2段階の換気を行うことや、HEPA フィルター付きの空気清浄機の使用、あるいはCO2 モニター設置（1000ppm 以下）やフィルター式空気清浄機やサーキュレーターとの併用なども考えられる。
- ・特に寒冷な時期や乾燥する場面においては、換気を行いつつも、なるべく室温 18℃以上・湿度 40%以上に保つことが望ましい。

カ. オフィスへの立ち入り

- ・取引先等の外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合は、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。

キ. 対面活動の低減

- ・お客さま、代理店等との対話にあたっては、可能な限り、電話・メール・郵送の活用を進める等、対面活動の低減に努める。

ク. 従業員に対する感染防止策の啓発等

- ・従業員に対し、出勤前に、発熱や味覚障害といった新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させ、体調の思わしくない者あるいは同居家族で感染または濃厚接触の可能性がある場合は、在宅勤務や各種休暇制度の利用を奨励する。
- ・勤務中に体調が悪くなった従業員は、必要に応じ直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- ・発熱などの症状により自宅療養することとなった従業員は、毎日健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、発症後の経過日数や症状消失後の経過日数等を参考に参考にする。なお、症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- ・過去 14 日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。
- ・上記については、事業場内の請負労働者や派遣労働者についても、請負事業者・派遣事業者を通じて同様の扱いとする。

ケ. 出張等

- ・出張は、地域の感染状況に注意し、不急の場合は見合わせる。
- ・出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。

コ. 会議等

- ・会議はオンラインで行うことも検討する。
- ・対面の社外の会議などについては、参加の必要性をよく検討したうえで、参加する場合は、最少人数とし、マスクを正しく着用する。

サ. その他

- ・新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業場内で差別されることなどが無いよう、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。

<参考：飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項>

- ・飛沫感染防止のためのシートについては、材質によって着火・燃焼しやすいものがあることから、火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすることが望ましい。これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあつては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用する。
- ・同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましい。
- ・防火上の不明の点があれば、最寄りの消防署に相談する。

(3) 職場・オフィスにおける検査の更なる活用・徹底

- ・健康観察アプリ等を活用し、従業員の毎日の健康状態に配慮する。
- ・出勤後の従業員に発熱等の体調不良が見られた場合は、当該従業員の健康状態を確認する。確認にあたっては、抗原簡易キットを活用した検査を推奨する。
- ・抗原簡易キット等による検査結果が陽性であった場合は、保健所の上承を得た上で、「接触者」に対して PCR 検査等を速やかに実施する。
- ・抗原簡易キットの使用にあたっては、次の要件を満たすことを推奨する。
 - ① 連携医療機関を定めること
 - ② 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること
 - ③ 国が承認した抗原簡易キットを用いること
- ・抗原簡易キットの使用や購入に関する具体的な手順については、厚生労働省等の政府の情報を確認する。具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL を参照する。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

(令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>

(令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)

- ・寮等で集団生活を行っている場合や従業員同士の距離が近い場合等の密になりやすい環境(労働集約的環境)、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合等のクラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的な検査の導入を検討する。

(4) イベントやセミナー等における従業員等の感染防止

- ・イベントやセミナー等はオンラインで行うことも検討し、対面で開催する場合においては、特に次の点に留意する。

ア. ウイルスを持ち込まない

- ・イベント等に参加するスタッフの体調管理・スタッフの定期的な検温を行う。
- ・発熱など、体調が悪いスタッフはイベント等への参加を控えるようにする。
- ・参加者の体調管理・参加者の入場時の検温を行うとともに、発熱など、体調が悪い参加者にはイベント等への参加を断る。

イ. ウイルスを持ち込んでも感染させない

- ・熱中症対策等に必要な場合を除き、マスクの正しい着用を奨励する。
- ・着用していない者がいた場合は注意喚起、必要な場合はマスクを配布する。
- ・こまめな手洗いを奨励する。
- ・施設内の定期的かつこまめな消毒を行うほか、消毒液を設置し、手指消毒を奨励する。
- ・密閉の回避(換気)・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気、入退場時や休憩時・待合場所等における密集・密接の回避(時間差入退場の工夫等)を行う。

ウ. ウイルスに感染しても広げない

- ・参加者の連絡先把握・可能な限り事前予約制(WEB予約の推奨)、又は入場時に連絡先の把握・参加者自身による感染把握を行う。
- ・接触確認アプリ(COCoA)の導入および従業員への登録を推奨する(特に、参加者の位置が固定されない催物の場合は強く推奨)。また、各都道府県等で開発するQRコード等による登録を推奨する。なお、接触確認アプリ(COCoA)を機能させるにあたり、「端末の電源をオンにした上で、Bluetoothを有効にする」ことを推奨する。

(5) 会食等における従業員等の感染防止

- ・業務後の大人数での会食や飲み会を避ける。
- ・従業員に対し、会食等で飲食店等を利用する場合には、自己適合宣言マーク等の表示に留意し、食事中以外はマスクの着用を徹底するよう促す。
- ・社員食堂等において感染防止対策を講じる際は、飲食時における座席配置の工夫やアクリル板等パーティション設置や人数制限や利用時間をずらす等の工夫を行う。

5. 感染者が確認された場合の対応

(1) 従業員の感染が確認された場合

- ・保健所、医療機関の指示に従う。
- ・感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒、同勤務場所の勤務者に自宅待機を検

討する。

- ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。
- ・オフィス内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うものとする。

(2) 複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の社員で感染が確認された場合

- ・保健所、医療機関およびビル貸主の指示に従う。

6. 会員会社における公表

上記の内容を踏まえ、会員会社において自主的に決定した運営方針等については、必要に応じ、各会員会社のウェブサイト等により公表し、お客さまへのご協力をお願いする。

7. 本ガイドラインの改廃

本ガイドラインの改廃は、「災害等発生時行動基本計画」を所管する一般委員会の決議によるものとする。ただし、軽微な改定については企画部会の決議によるものとする。

以 上